

## 平成30年度第2回知立市保育行政等審議会 会議録

日時：平成30年8月23日（木）

午前10時～午前11時13分

場所：知立市中央公民館 控室

### ■委員出席者（計8名、敬称略・順不同）

矢藤誠慈郎、神谷正明、野村敏宏、北村信人、川合大一郎、安藤あゆ美、三宅英美、馬渕恵

### ■委員欠席者（計0名、敬称略・順不同）

なし

### ■事務局

【福祉子ども部】長谷嘉之

【子ども課】早川晋、小林厚子、渡辺奈保美、加藤淳司、清水愛子

### ■開会

---

（事務局：子ども課長）

皆さん、本日はお忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、ただ今から平成30年度第2回知立市保育行政等審議会を開催させていただきます。知立市役所子ども課長の早川です。よろしくお願いいたします。

はじめに、この審議会は、知立市附属機関の設置に関する条例に基づき設置されています。知立市附属機関の設置に関する条例施行規則第4条第2項の規定で、会議は委員の過半数以上の出席が必要とされています。本日は8名の委員の皆さま全員にご出席をいただいておりますので、本日の審議会が成立したことを報告いたします。

まずは簡単に本日の審議会の流れをご説明させていただきます。はじめに前回の審議会において委員の皆さまからいただいたご意見やご質問に対して事務局から補足説明をさせていただきます。続いて、8月9日に開催しました逢妻保育園保護者説明会及び地域住民説明会のご報告をさせていただきます。

事務局からの説明及び報告を受けて、最終的な答申（案）について委員の皆さまにご審議いただきたいと思います。では、これからの議事進行につきましては、会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

（会長：矢藤委員）

それでは、次第に沿って進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。次第「2事務局からの説明及び報告（1）第1回審議会を受けての補足説明」について事務局よりお願いします。

### ＜資料に沿って事務局より説明＞

(会長)

ありがとうございました。続いて「(2) 逢妻保育園保護者及び地域住民説明会の報告」について事務局より説明をお願いします。

### ＜資料に沿って事務局より説明＞

(会長)

事務局から説明がありました。何かご意見、ご質問等があればお願いします。

(神谷委員)

私的契約児とは、保護者が就労していない家庭の児童のことですか。保育園には私的契約児の枠が何名か確保されているのですか。

(事務局:加藤)

私的契約児は、3歳～5歳児において定員に余裕のある一部の園で受け入れをしております。就労などにより両親が家庭で保育できない環境以外の方を私的契約児として受け入れをしています。平成30年度は、逢妻保育園、上重原西保育園、八橋保育園で受け入れをしており、平成30年8月1日現在、市内で38名入所しています。

(会長)

保育園に空きがあれば私的契約児として受け入れをしており、私的契約児は児童福祉法上、保育園の利用者としてはカウントされません。

(神谷委員)

私的契約児は知立市が特別に実施しているものですか。

(事務局:加藤)

他市でも少ないですが、実施しています。

(会長)

幼稚園は学校教育法、保育園は児童福祉法に位置づけられますが、私的契約児は法的にカバーされていません。実際には保育士の配置基準を満たし、しっかり保育がなされている状況ではあると思いますが、法的にカバーされていないという事は、幼児教育が無償化になった場合、私的契約児も無償化の範囲に含めるのならば市が独自で負担をする形になります。お金もかかることなので簡単には言えません。県内他市でも私的契約児の実施は少なくなっています。解消すべき状況である中、保護者から私的契約児のニーズがありながら、市として私的契約児の継続実施や枠の確保を断言できないと考えているのであれば、保育所が認定こども園になって保育の必要のない児童も受け入れることができるようにして、制度の中でカバーができるようにしなければなりません。このことについては別途しっかり考えていかなければなりません。

(馬淵委員)

知立市内には公立の幼稚園がありません。私立幼稚園に通う場合、補助制度があっても保護者の負担は大きく、保育園においても空きがあれば私的契約児として入所できる園があり、保育料も私立幼稚園よりは安いと以前に他の保護者から聞いたことがあります。私立幼稚園だと制服の負担もあり、第1子は特に負担が大きいと思います。私的契約児で入所されている理由には、家から近いという人もいれば、私立幼稚園と比較して保育料が安いということも理由の一つにあると思います。私的枠が無くなることで、私立幼稚園に通うことになるのであれば、必要経費がどの位かかるか心配になりますし、公立保育園と比較して私立幼稚園は負担が多いという印象が個人的にはあります。

(会長)

逢妻保育園が乳児の受け入れのみになるという事は、逢妻保育園の私的枠がなくなるということなので、私的契約児については、今回の審議事項と関係する問題と言えます。

(川合委員)

公立幼稚園については、近隣の豊田市や安城市、刈谷市などが大変恵まれている市に囲まれている地域ですが、全国的に見れば公立幼稚園がない市町村の方が多く、全体の施設数の割合は、公立が1割、私立が9割です。刈谷市は全ての小学校区に公立幼稚園がありますし、豊田市も保護者の負担額が非常に軽減されています。市内の公立保育園の保育料と私立幼稚園の授業料を比較すると差を感じてしまいますが、愛知県は他県に比べて私立幼稚園の授業料は安いです。また、第1子の授業料の負担が大きいとのことでしたが、第2子は半額で第3子も無料となります。給食費やバス代など別途必要な費用は生じますが、補助金を入れれば、保育園の私的契約児と比較して数千円高い程度です。保育園は開所時間が長く、開園日数も長いので、トータル的には保育園の方が安くはなりますが、就園奨励費が交付されるため、多少差はあるものの、公私間で雲泥の差がある状況ではありません。価値観の問題もありますが、制服の負担についても、制服は3年間着られますし、毎日の服装を考える負担はなくなります。

(会長)

利用者の選択肢が狭まるのは望ましい状況ではないです。公立幼稚園がないなら保育園を認定こども園化して1号認定の子どもを受け入れることができるようにして、保護者がそれぞれの条件を比較して選択できる状況をつくるべきです。知立市は子育てしやすいまちであると保護者に感じてもらえるような地域づくりとの兼ね合いもあります。

(川合委員)

子どもを預ける場所を確保してから、仕事を探すという順番が本来であると思いますが、保育園に入れるためにまずは仕事を探さないといけない状況になっています。今後の展望が考えられる状況のなかで、可能な範囲でできる仕事を探すという選択肢が、私的契約児がなくなった今の保育所の形態では難しく機会損失になってしまいます。幼稚園に一時的に入れても、時間や休みの制約があり、フルタイムの仕事をするのは難しいです。選択肢を広げるには、公的に広げるか保護者に負担を強いるのかどちらかになります。

(馬淵委員)

逢妻保育園が乳児の受け入れのみになると、子供が3歳児になる時から仕事を始めて、逢妻保育園に入所させようと考えていた人が入れられなくなってしまいます。そのような人を受け入れられるような就労枠の確保が必要になると思います。

(会長)

これまでのことについて、市の考えを教えてください。現時点でお話いただけることはありますか。

(事務局：加藤)

前回ご説明させていただいた通り、逢妻保育園で幼児の受け入れを中止しても、市全域では3歳以上児の枠は確保されています。私的契約児を縮小せざるを得ない状況で、保護者の選択肢が狭まることに対して、認定こども園について検討しなければならないですが、現在公立保育園を認定こども園化する検討にまでは至っていません。今回のご意見を受けて、今後参考にしていきたいと思います。

(会長)

【資料4】の保護者説明会の質問に対する回答で、幼児の在園児が少なくなっても子ども達が寂しい思いをしないような方法を検討していくとありますが、これは大前提であって重要なのは発達保障であり質の高い保育の提供をすることです。この観点で市全体を見渡し、ニーズの確保だけでなく質の向上に努めることが重要です。すでに保育士研修などで取り組んでみえますと思いますが、そういったことも保護者の質問に対して回答できると良かったと思います。

(神谷委員)

子ども達にとってどのようなことが寂しい思いになるのですか。

(会長)

幼児の受け入れを段階的に中止すると、人数が徐々に少なくなってしまうことに対して、子ども達が寂しい思いをしないようにということだと思います。やはり、発達保障の観点から懸念される部分があるので、そこはしっかり検討いただきたいと思います。

(馬淵委員)

幼児の人数が徐々に少なくなる平成32、33年度の運動会はどのように行っていくのですか。

(北村委員)

中央保育園の廃園の時はどうでしたか。

(事務局：渡辺)

知立市で唯一廃園になった中央保育園の時は、今回の逢妻のように乳児の受け入れはなく、幼児の数が徐々に少なくなっていました。廃園になることは事前にお知らせしていましたが、地域の親しみのある園で卒園したいという思いから最終的には年長児が15名程度残ったと記憶しています。保護者や職員全員で心に残る運動会や卒園式をしようと考え、園児や保護者、職員からも寂しいという言葉はなく、最後に立ち会えたことに誇りを感じてもらいながら閉園まで様々な行事を迎えることができました。卒園式は歴代の園長や市長を招待して、皆でお祝いして締め

くくりました。

今回の逢妻保育園については、まだ具体的な話し合いにまでは至っていませんので、個人的な考えになりますが、乳児の受け入れが始まれば、保育の中で幼児が赤ちゃんに関わる場面が必ずあり、その中で小さい子への思いやりの気持ちが育まれ、他の園にはない育ちが見られると思います。子ども達の育ちが保護者に伝わり、地域の皆さんにも理解していただけるような行事のあり方をこれから探っていきたいと思います。

(会長)

皆で競走したり、体操したりすることだけが運動会ではなく、考えも変わってきています。人数が少なくても、小さい子どもたちと一緒に関わりながら、そのプロセス自体が子どもの育ちにつながるような計画をしっかりと立て、これまでの事例を参考に努力していただきたいと思います。

その他に何かご意見、ご質問等がありますか。これからまた議論も広がっていくと思いますが、今回は答申案をまとめていかないとはいけませんので、次の議題に進めてまいります。

次第「3議題（1）審議事項に対する答申（案）について」まずは事務局より説明をお願いいたします。

#### ＜資料に沿って事務局より説明＞

(会長)

事務局より説明がありました。この答申（案）について、ご意見やご質問等をお願いします。

(川合委員)

答申案の2番で「逢妻保育園の卒園児が転園する際・・・」とありますが、卒園児が転園するというのはどういうことですか。

(北村委員)

乳児の受け入れが開始され、逢妻保育園の2歳児が3歳児に上がる際に他の園に転園する際ということですか。

(川合委員)

乳児の受け入れを開始してからのことであれば理解できますが、卒園児とあると現在の状況と混同するため、初めて答申案をみた場合、分かりづらい点があると思います。

(北村委員)

子ども・子育て会議で、この答申は出されますか。

(事務局：子ども課長)

報告はさせていただきますので、説明の際に分かりやすいように補足させていただきます。

(北村委員)

答申案の2番で「なるべくきょうだいと同じ園に通えるようにする」とありますが、なぜなるべくなのですか。確約はできないのですか。2歳児から3歳児は定員の枠が広がります。上のきょうだいと同じ保育園に入ることは条件的には難しくないとはいけません。

(川合委員)

上のきょうだいだけでなく下のきょうだいと同じ園にいけるかどうかという2パターン考えられます。下のきょうだいの場合は、確約が難しいと思います。

(北村委員)

上のきょうだいとは必ず同じ園に行けるとしてほしいです。

(事務局：子ども課長)

優先はできますが確約は難しいです。

(会長)

答申に付帯事項を加える際に、それは決定した条件ではなく、あくまで委員より出された意見を市長に参酌してもらうという性質のものです。

(北村委員)

答申なので意見としては強く言っておいた方が良いでしょうと思います。

(会長)

意見として申しそえることなので、「なるべく」は取ります。

(北村委員)

今回の措置は緊急的なものなので、今後の展望について知立全体の保育状況を追加で入れた方が良いでしょうと思います。

(馬淵委員)

保護者及び地域住民説明会でも今後についての質問がありましたが、とりあえず10年間は乳児のみで運営していくという回答でした。現在の逢妻保育園の一時保育の利用率を昨年度まで利用していた状況と比較すると、昨年度よりも空きが多いと感じます。逢妻保育園の一時保育に10人の枠が必要なのかどうかと感じますし、例えば一時保育の枠を6人に変更した場合、3歳～5歳児の枠の復活を検討するなど、一時保育も含めた今後の展望についても加えてほしいです。

(北村委員)

今回の計画はあくまで緊急措置として提案されたものであるため、逢妻保育園で乳児の受け入れを開始することで、乳児の受け入れ枠が確保されれば全ての問題が解決されるという訳ではありません。次は逢妻保育園が他の地域からは通いづらいという立地的な問題をクリアしていかないとはいけません。今回は緊急措置としてこの案を認めるとして、何年後かには希望する地域の園に通えるような今後の計画についても入れておくべきだと思います。

(馬淵委員)

今年度から一時保育が集約されて、逢妻保育園は10名の枠になりましたが、施設の数が少なくなっただけで使いづらくなり利用しなくなったという保護者の声を聞きます。集約した分の場所をもう少し分散させて、就労の利用者がもう少し使いやすくなるような一時保育のやり方を検討していただきたいです。

(会長)

この他委員の皆さんにご意見等をお伺いし、答申に加える文言の案についてまとめていきたい

と思います。

(三宅委員)

子どもを預ける側としては、使いやすいサービスになれば有難いです。私の場合はたまたま近くに保育園があったので、仕事を探して子どもを保育園に入所させることを決めました。

(安藤委員)

私が勤務する高根保育園は平成30年度から一時保育がなくなりました。一時保育が集約されたことで使いづらくなったというご意見がある一方で、保育園に入所できず待機している人がいることも現実です。一時保育がなくなったことで、乳児の通常入所枠が3人増えました。それぞれの立場の方の声を聞くと、何とか皆さんにとって良い方法を考えていかなければならないと思いました。

(川合委員)

一時保育を利用する乳児の要件はどのような方が多いですか。

(加藤委員)

一時保育の利用可能日数は、1カ月につき就労は10日、疾病は14日、私的利用が3日までです。待機が発生すると就労での利用者が増え、一時保育の枠が1人につき10日埋まってしまう。就労の状況が保育園に入所できる要件を満たしている人は、保育園に入所できれば一時保育を利用しなくても済む人なので、待機児童の発生が一時保育枠へも影響をしています。待機児童を解消することで、一時保育の目的でもある緊急や私的での利用がしやすいような状況になるように進めていきます。

(事務局：子ども課長)

平成30年度から一時保育施設を集約し、全体の枠は5名減となりました。待機の発生に伴い一時保育枠に影響が出ているのが現状です。今後、既存の施設を利用して一時保育の枠は増加させていきたいと思っています。

(北村委員)

一時保育はもともと就労と緊急枠があり、途中からリフレッシュ枠が加わり、子育て不安の解消や家に閉じこもりがちな保護者が保育園との関わりをもつことへ目的が変わってきました。しかし、今は就労での利用が多いことから保護者ファーストになっており、本来の子供ファーストへと戻さなければいけません。そのためにはやはり施設整備をして受け入れ枠の拡張が必要です。一時保育事業は園の負担が大きいですが、どこかの施設が保護者とのつながりを持つことで、トラブルを未然に防ぐ目的もあります。緊急時でも受け入れができるように、定員より少し空きがある程度が理想的だといえます。

(神谷委員)

リフレッシュ枠とは何ですか。

(馬淵委員)

美容院や検診に行く際などに利用されていると思います。

(北村委員)

人によって子育てへのストレスの感じ方は異なります。頑張れるお母さんもいれば頑張れないお母さんもいるのが現状です。児童虐待など最悪のケースに陥らないためにも、ストレスを抱えている場合はどこかで気分転換をすることで、子供と向き合うことができる精神状況を保つことができます。

(会長)

自分が生まれ育った地域で子育てしている女性は全体の28%しかいません。あとの72%はアウェイ育児と呼ばれる地縁・血縁のない場所で助けがないなか子育てをされています。相談できる人が身の回りにいない人は、園庭開放などで保育園に行っただけでも話しをしたり、支援を受けられるような場所が必要です。保育所に子供を通わせる親は、暴力や暴言が減るという傾向の調査結果も出ています。専門家に関わることで、困らない状況を作ることが重要です。

(馬淵委員)

一時保育を利用していた時は先生に子供の今日の様子を聞くだけでなく、ちょっとした相談にたくさんのおもってもらいました。子供を預かるだけでなく、色々な子供をみている経験から大変参考になりました。

(安藤委員)

保護者とは離乳食のタイミングや生活のリズムについてなど子育てに関する様々なことをお話しさせてもらうことで、相談窓口として保護者とつながることができます。

(北村委員)

子供によって病気やアレルギーなど様々で育児本だけでは対応できません。特に第1子は親も分からないことばかりで、相談できる親などが回りにいない場合は、一時保育に来るだけでも違います。利用する保育園で申込みができればよりよいと思います。

(会長)

かつては地域社会で相談や情報交換をすることができました。調査などによると今の親御さんの方が子育てに対する責任感が強い分不安も大きく、専門家により大丈夫といわれるだけ安心できます。一時保育だけでなく園庭開放などで積極的にそういった場を作っていただきたいと思いますが、具体的なことは、子ども・子育て会議などの場で検討いただきたいと思います。

では、これまでの委員の皆さんのご意見を集約して答申案に反映させていきたいと思います。まずは答申案1番の「3～5歳児と交流が図れるような機会を積極的に設ける」の後に「など保育の質の維持及び向上に努める」を付け加えます。機会を設けるだけでなく、質の高い保育を提供することが重要です。続いて、3番のあとに「今回の措置は当面の状況を鑑み、応急的な措置として、今後は保育の需要の動向を把握し、子ども及び保護者が状況や希望に応じて、保育・教育を受ける権利が保障されるように努めること」を追加することです。具体的な今後の計画をここで出すことはできないので、子ども・子育て支援事業計画の策定において、今後子ども・子育て会議の場で検討していただき、一時保育や幼稚園などの教育も含めた保育の需要についての動向を見計らい、変化に対して柔軟に対応していただきたいです。この答申案に対しまして採決が必要になりますので、細かな文言等は事務局と会長に一任していただき、主旨としてこのよう

な形で答申とすることによろしいでしょうか。

### ＜全員異議なし＞

(会長)

ありがとうございました。では答申を作成し、後日審議会を代表して会長及び副会長により市長へ提出させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。では、最後に次第の「4 その他」について事務局よりお願いします。

(事務局：子ども課長)

委員の皆さまには2回にわたり保育行政等審議会にご出席いただき、貴重なご意見等をいただきましてありがとうございました。本日答申がまとまりましたので、今回の審議事項に対する審議会は今回で終了とさせていただきます。委員の皆さまの任期は審議期間となっておりますので、会長及び副会長より市長へ答申が提出された日をもって委員の解職となります。解職の辞令につきましては、後日郵送で送付させていただきます。今後とも引き続き知立市の保育行政にご理解とご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

本日の報酬のお支払いはご指定の口座へ9月10日頃入金を予定していますので、通帳等にてご確認をお願いいたします。

本日は長時間にわたり、ありがとうございました。